

〈まずは〇×問題にチャレンジ！〉
—あなたはどうか考える？ その理由は？—

	〇or×
1 本事例について、Aは、Xに対し、J Aに弁済した300万円を請求できる。	
2 本事例について、畜舎の抵当権の被担保債権は消滅したのだから、その抵当権を抹消したことについてJ AがAから損害賠償請求される理由はない。	
3 本事例について、J Aが考えている回収案は、保証人がない餌代金も回収できるよい手段である。	
4 本事例について、J Aが考えている回収案を実行した場合、J AはBに保証債務の履行を請求できなくなる。	
5 本事例について、J Aが考えている回収案を実行してBが保証債務の履行を拒んだ場合、J AはBの貯金と相殺することにより回収することができる。	



正解とその理由は33頁

連載

〇×問題で確認

債権管理回収の基礎固め



顧問弁護士

（J Aの実務で起こる相談にいつも親身に
応じている。）



課長

（本店の融資課長。支店を丁寧にフォローしており、問い合わせや相談を多く受ける。）

J Aの融資業務における課長の悩みに、顧問弁護士が答える！

官澤綜合法律事務所 所長
東北大学法科大学院 教授

弁護士 官澤 里美



1957年仙台市の農家の長男として生まれる。1983年東京大学法学部を卒業し、1986年仙台市で弁護士となる。その後、長年にわたってJ Aの債権回収、役員責任等の各種相談、法的手続、セミナー等を担当し、J Aの健全な経営をサポートしている。現在、弁護士10名が在籍する官澤綜合法律事務所所長。2004年より東北大学法科大学院教授。

〈解説〉

1. 弁済による代位とは何か

畜舎の抵当権を抹消してしまつたのはまずかったですね……。

えっ！ 保証人からとはいえ、J Aの債権は弁済してもらつて消滅したのですから、抹消するのは当然なのではないのですか？



主債務者であるXが弁済したのであれば問題は無いのですが、保証人Aが弁済した場合は、本来弁済すべきだった主債務者Xに対し、弁済した金額の償還を求め権利、すなわち求償権を取得します（民法四五九条）。また、保証人だけではなく主債務者以外の者が弁済した場合、民法上の条文は様々ですが（物上保証人が弁済すれば同法三五一条・三七二条、保証人・物上保証人以外の者が主債務者から委託を受けて弁済すれば同法六五〇条、主債務者から委託を受けず弁済すれば同法七〇二条）、弁済者は求償権を取得することになります。

この求償権の保護のため、弁済者は求償権の範囲内で債権者に代

今回のお悩み

第7回 保証人から弁済を受けるときの代位の注意点

当J Aでは、畜産農家Xに対し、つぎのような内容の融資をしました。

1. 平成20年12月18日、Xの畜舎の土地建物に抵当権を設定し、Aを連帯保証人として1,000万円を融資。
2. 平成24年1月31日、Xの自宅の土地建物に抵当権を設定し、Bを連帯保証人として700万円を融資。

ところが、平成26年7月、Xは病気で倒れて畜産経営を続けることが困難になり、同年の年末に畜産経営をやめました。

平成26年12月末での当J AのXへの債権は、つぎのとおりです。

- ①平成20年12月18日付け貸金の残金300万円
- ②平成24年1月31日付け貸金の残金500万円
- ③餌代金の残金500万円

回収について検討した結果、①は、畜舎の売却には時間がかかりそうだったので、Aにお願いして弁済してもらいました。その後、Xの求めに応じて畜舎の抵当権を抹消したところ、Xは、畜舎を売却して病気の治療費や生活費にあてたようです。③は、保証人もなく回収に悩んでいたのですが、自宅をXの親戚が500万円で購入との話が出てきたので、その代金をあてて、②は、J Aに多額の貯金を有するBに弁済してもらって回収するという案を検討中です。

ところが、最近になり、Aから「J Aが畜舎の抵当権を抹消したために損害を被った。J Aに損害賠償請求する予定である」との話がありました。現在考えている回収案についても問題があるのではないかと悩んでいます。

2. 代位で移転した権利への注意



代位で行使できる権利のなかで求償権の保護に効果があるため重要なのは、判決等の債務名義や抵当権等の担保です。なお、根抵当権は、確定前は代位の対象となりませんが（民法三九八条の七第一項）、確定後は代位の対象となります。



今回の事案でいえば、畜舎の抵当権は、代位でJ AからAに移転していたのです。ところが、J Aがその抵当権を抹消して畜舎が他



位して債権の効力および担保として債権者が有していた一切の権利を行使できるという制度（弁済による代位）が設けられているのです（同法四九九〜五〇一条）。なるほど。ところで、弁済が債権の一部の金額だった場合はどうなるのでしょうか？



そのような場合は、その価額に応じて債権者とともに代位した権利を行使することになります（同法五〇二条）。わかりました。



そのような場合は、その価額に応じて債権者とともに代位した権利を行使することになります（同法五〇二条）。わかりました。